

銚子中いじめ防止基本方針

令和6年4月

銚子市立銚子中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

銚子中学校における学校いじめ防止基本方針（以下、学校基本方針）は、銚子中生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策等を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(学校いじめ防止基本方針) ※いじめ防止対策推進法

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

◇ もくじ ◇

はじめに

| | |
|--------------------------|----|
| 1 いじめ問題防止等のための本校における基本理念 | 1 |
| 2 学校いじめ対策組織について | 3 |
| 3 年間計画について | 5 |
| 4 いじめの未然防止について | 6 |
| 5 いじめの早期発見について | 8 |
| 6 いじめの相談・通報について | 10 |
| 7 いじめを認知した場合の対応について | 11 |
| 8 指導について | 14 |
| 9 重大事態への対処について | 17 |
| 10 公表、点検、評価等について | 20 |
| 11 いじめ解消の定義について | 21 |

| | |
|----------------|----|
| 【別紙1】 いじめアンケート | 22 |
|----------------|----|

| | |
|---------------------------|----|
| 【別紙2】 いじめ防止等のための取組評価アンケート | 23 |
|---------------------------|----|

| | |
|---------------|----|
| 【別紙3】 重大事態報告書 | 24 |
|---------------|----|

| | |
|---------------------------|----|
| 【別紙4】 いじめの未然防止に向けたチェックリスト | 25 |
|---------------------------|----|

| | |
|--------------------------|----|
| 【別紙5】 いじめ早期発見のためのチェックリスト | 26 |
|--------------------------|----|

| | |
|------------------|----|
| 【別紙6】 いじめ指導記録カード | 27 |
|------------------|----|

1 いじめ防止等のための本校における基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どこの学校でも、どの生徒にも起こりうる可能性があることから、学校職員並びに関係者が連携し総力を挙げてその対策に取り組むことが必須である。

本校におけるいじめ防止等の対策は、いじめ防止対策推進法第三条を踏まえ、以下の内容を基本理念とし、いじめの撲滅を図ることを旨として行うこととする。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) 学校基本方針の目的、目標

① 学校基本方針の目的

この学校基本方針は、いじめ問題に対する基本理念を基に、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策について学校の責務を明らかにし、その基本となる事項を定め、校長のリーダーシップの下、教職員並びに関係者が総力を挙げて組織的、計画的に推進することを目的とする。

② 学校基本方針の目標

学校基本方針の目的に迫るため、次に掲げる事項を定め、いじめの防止等に取り組むものとする。

- 学校いじめ対策組織について ○ 年間計画について
- いじめの未然防止について ○ いじめの早期発見について
- いじめの相談・通報について ○ いじめを認知した場合の対応について
- 指導について ○ 重大事態への対処について
- 公表、点検、評価等について ○ いじめ解消の定義について

また、教職員は基本理念にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者と連携を図りつつ、上記の事項について迅速かつ適切に対処することとする。その際には、事実の隠蔽や虚偽等の言い訳はせず、正確かつ丁寧な説明を行うなど誠意を持って対応する。なお、いじめ防止対策推進法第九条3項に定められているとおり、保護者には学校が取り組むいじめの防止等のための対策に、積極的に協力していただくよう依頼する。

(2) いじめの定義

① いじめの定義

この方針において「いじめ」とは次のものをいう。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法 第二条」より】

② いじめの態様（以下「千葉県いじめ防止基本方針」より）

具体的ないじめの態様について、次のものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※けんかやふざけ合いも、いじめの対象となる場合がある

③ ネットいじめ

ネットいじめとは、「インターネットを通じて行われるいじめ」（千葉県いじめ防止基本方針）である。現在は、パソコン、携帯電話の他、スマートフォン等の端末も加わり、いじめの態様・特徴も多様化している。

ア いじめの態様

- メールでのいじめ ○ ブログでのいじめ ○ チェーンメールでのいじめ
- SNSから生じたいじめ ○ 動画共有サイトでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ 等

イ ネットいじめの主な特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害生徒にも加害生徒にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どものスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、ネットいじめの実態の把握が難しい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により、利用者の情報が流出する危険性がある。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織の構成

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校におけるいじめ対策組織として「生徒指導・いじめ問題対策部会」を置く。また、生徒指導・いじめ問題対策部会(以後、いじめ問題対策部会)は次の職員をもって構成する。

【いじめ問題対策部会の構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、適応教室担当

なお、必要に応じて、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を構成員として追加することとする。

(2) 組織の役割

いじめ問題対策部会は、次の役割を持つ。なお、【 】内は対応の中心となる職員であり、必要に応じて追加することとする。

① 学校基本方針に基づいた取組や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ・各取組の進捗状況の確認と必要な助言や支援 【生徒指導主事、教頭】
- ・各取組における記録に対する助言や支援 【生徒指導主事、教頭】
- ・各取組後の振り返り（教職員・生徒・その他）に対する助言や支援 【生徒指導主事、教頭】

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・いじめアンケート(毎月10日実施)の集約 … 【学年生徒指導、生徒指導主事】
- ・教育相談等の進捗状況の把握 【学年主任、教務】
- ・相談事例の集約 【学年生徒指導、生徒指導主事】
- ・相談箱の確認 【生徒指導主事、教頭】

③ いじめの疑いや発生及び問題行動等に関する情報を収集し、記録を通して正確な情報を共有するための役割

- ・生徒の変化等に気付いた際のメモ等の集約・整理

【学級担任、学年生徒指導、生徒指導主事】

④ いじめの疑いや発生に関する情報を得た際には緊急会議を開き、その情報の正確な共有、いじめた生徒及び関係する生徒への事実確認、いじめを受けた生徒の確実な保護、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等について、組織的に行うための中核としての役割

- ・いじめ事案に対する事実確認及び今後の対応を決定（必要に応じていじめ問題対策委員会を開催） 【学級担任、学年生徒指導、学年主任、管理職】
- ・教職員に対する確実な情報提供 【生徒指導主事、学年生徒指導】

⑤ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・教職員に対する学校基本方針の主旨説明 【生徒指導主事、教頭】
- ・分析及び結果の公表

【生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、特別支援教育コーディネーター】

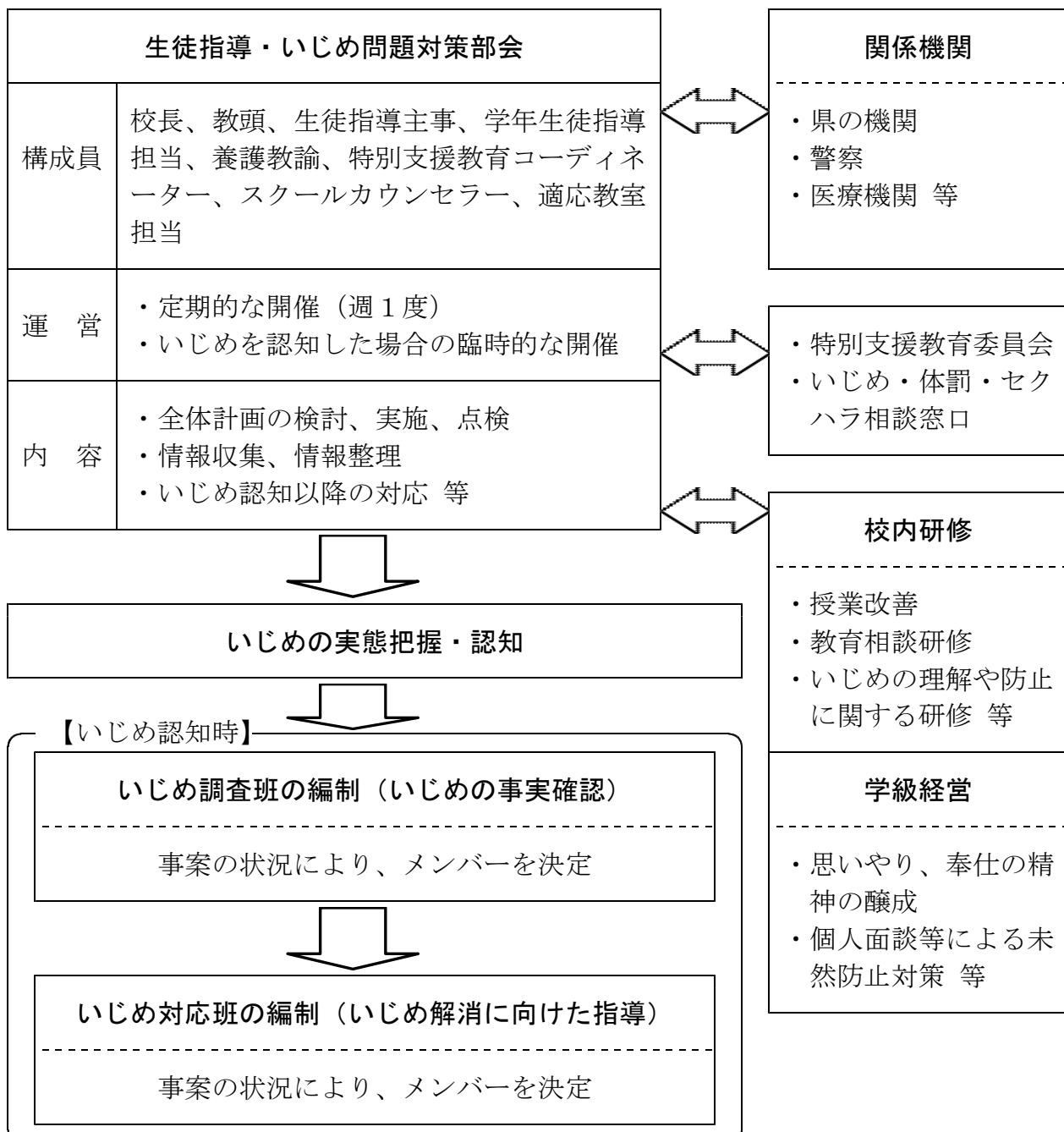
- ・年度初めの学校基本方針の確認 【生徒指導主事】

- ⑥ 生徒、保護者及び地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・学校基本方針の主旨等について生徒への説明 【生徒指導主事】
 - ・学校基本方針の主旨等について保護者、地域への説明 【校長、教頭】
 - ・学校基本方針のHPによる公表 【HP担当】
 - ・取組に関する評価結果等の公表 【生徒指導主事、教頭】
 - ・意識啓発及び意見聴取のための取組の企画 【生徒指導主事、教頭、教務】

⑦ その他

第二十八条第一項に規定する重大事態の調査を行う場合は、いじめ問題対策部会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて市教育委員会の指導の下、専門家の協力を得るなどして適切に対応することとする。

(3) 組織の位置づけ（組織図）



3 年間計画について

昨年度実施した、学校基本方針に基づく未然防止への取組、その評価及び見直し等を確実に行い、より効果的な計画を作成する。

| 学 期 | 月 | 実 施 内 容 | | 主な学校行事 |
|-------------|----|--|--|--|
| | | 未然防止の取組 | 取組の評価及び見直し等 | |
| 一 学 期 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の計画的実施 ○命を大切にするキャンペーンの計画的実施（SOSの出し方に関する教育等） ○生徒指導部会の開催（週1回） ○相談箱設置（毎日確認） ○全校いじめアンケート【別紙1】実施 ○情報モラル教室（1年） | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導・いじめ問題対策部会① ※本年度の取組確認 | |
| | 5 | ○全校いじめアンケート実施 | ○いじめゼロ宣言スローガン | PTA総会 3年修学旅行 生徒総会 学校運営協議会① |
| | 6 | <ul style="list-style-type: none"> ○全校いじめアンケート実施 ○教育相談実施① | | 運動会 学校公開 |
| | 7 | ○全校いじめアンケート実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校アンケート（教職員） ○アンケート集計実施 | |
| 夏季 休業 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○アンケート結果に基づく校内研修会の実施 ○いじめ問題対策に関する校内研修会の実施 | |
| 二 学 期 | 9 | ○全校いじめアンケート実施 | ○生徒指導・いじめ問題対策部会② | |
| | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ○全校いじめアンケート実施 ○教育相談実施② | ○学校アンケート（保護者） | 学校公開 文化祭 学校運営協議会② |
| | 11 | ○全校いじめアンケート実施 | | 学区合同ミニ集会 学校運営協議会③ 1年校外学習 2年校外学習 |
| | 12 | ○全校いじめアンケート実施 | ○学校評価（自己評価アンケート） | 三者面談 生徒会役員選挙 |
| 三 学 期 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ○全校いじめアンケート実施 ○教育相談実施③ | ○生徒指導・いじめ問題対策部会③ | 新入生入学説明会 |
| | 2 | ○全校いじめアンケート実施 | | 学校運営協議会④ |
| | 3 | ○全校いじめアンケート実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導・いじめ問題対策部会④ ※学校基本方針の見直し | |

4 いじめの未然防止について

(1) いじめの未然防止の考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。しかし、大人の目の届かない場所で起こる、被害生徒と加害生徒が入れ替わるなどの特性もあり、発見が遅れてしまう事も少なくない。

生徒の些細な変化やサインを見逃すことなく、早期発見・早期対応に努めることは重要であるが、いじめを未然に防ぐことが最も合理的で最も有効な対策と考える。

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こうることを認識したうえで、道徳教育を要とした学校の教育活動全てにおいて、生徒たちの豊かな心を育むことが未然防止の基本と考える。

(2) 具体的な取組

① 学校、教職員による取組

- ア 生徒指導の機能を重視した、わかる授業の展開（教科部会、相互授業参観）
- イ 全ての生徒が参加・活躍できる授業づくり（教科部会、相互授業参観）
- ウ 授業規律の確立（いじめ問題対策部会、職員会議）
- エ コミュニケーション能力の向上（教科部会、相互授業参観）
- オ 教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度や体罰への注意（職員研修）
- カ 障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解（特別支援教育委員会）
- キ 未然防止に向けた指導、保護者への啓発活動（学年だより、学校だより、H P、PTA総会、保護者会等）
- ク 部活動等における過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発することへの認識（職員研修）
- ケ 情報モラル教室の実施（総合的な学習の時間）
- コ 情報モラル教育の推進（技術科、総合的な学習の時間）
- サ 相談箱の設置
- シ 年3回の教育相談の実施

② 豊かな心を育む取組

- ア 友人関係、集団づくり、社会性の育成（校外学習、運動会、文化祭、職場体験学習、奉仕作業、豊かな人間関係づくり実践プログラム等）
- イ いじめゼロ宣言（いのちを大切にするキャンペーン、生徒会）
- ウ 担任による未然防止のための学習（道徳、学級活動等）

(3) 担当者別の主な役割

| 担当 | 主な役割 |
|-----|--|
| 管理職 | <ul style="list-style-type: none">・いじめを未然に防止できる体制を整備する。・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。・いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、学校だより等による広報活動を積極的に行う。 |

| 担 当 | 主 な 役 割 |
|------------------------|--|
| 学級担任 教科担任 部活動顧問等 | <ul style="list-style-type: none"> ・機会ある毎にいじめ問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。 ・傍観したり、囁き立てたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。 ・一人一人を大切にした、わかりやすい授業づくりに努める。 ・教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の際には十分配慮する。 ・【別紙3】「いじめの未然防止に向けたチェックリスト」を活用する。 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健における様々な教育活動の場において、命の大切さや尊さについて取り上げ、自他を大切にする心を育てる。 |
| 生徒指導主事 適応支援教室 担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題について、校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 ・関係機関との連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、必要に応じて指導・助言し、生徒指導を推進する。 |
| 学年生徒指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題について、学年会等で隨時取り上げ、その防止や対応等について、学年及び関係職員の共通理解を図る。 |
| 生徒会担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会活動の機能を生かし、生徒自らいじめの問題について考え「いじめは人間として絶対に許されない」ことを確認し、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりについて、その手立てを検討し実行する。 |
| 特別支援教育 コーディネーター | <ul style="list-style-type: none"> ・障害（発達障害を含む）を持つ生徒について情報収集し、適切な支援について専門家の指導・助言を頂き、その方法や配慮事項について、教職員の共通理解を図る。 |
| 道徳教育推進 教師 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の要である道徳の授業について、いじめ問題を考えるための効果的な題材、資料及び指導法を積極的に開発する。 |
| モラールアップ 委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒に対する不適切な認識や言動、差別的な態度をとることがないよう、モラールアップ委員を中心に研修を深め、教職員の人権感覚を高め、不祥事の防止に努める。 |

5 いじめの早期発見について

(1) いじめの早期発見の考え方

いじめを受けている生徒を守るために大切なことは、

- ① 生徒の些細な変化やサインを見逃さないこと
- ② いじめを受けている生徒を確実に保護すること
- ③ キャッチした情報は教職員が確実に共有すること
- ④ 正確な情報に基づき、迅速に対応すること

である。生徒の変化やサインに気付かず、いじめを認知できなかったり、見過ごしたり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(2) 具体的な取組

- ① 学校、教職員による取組

ア 生徒の気になる変化の情報の共有 ※情報漏洩に十分留意すること

- ・養護教諭との連携
- ・教科担任との連携
- ・部活動顧問との連携
- ・生徒指導部会における情報の共有
- ・指導センター等外部機関との連携

イ いじめに対する早期認知の手立て

- ・生活記録ノートの活用（担任が確認）

※生活記録の中から、生徒の様子や変容を読み取る。

（生徒のプライバシーの観点から、取扱いには十分配慮する）

- ・学級日誌の活用（授業、休み時間の様子を担任が確認）
- ・相談箱の活用（毎日、生徒指導主事が確認）
- ・教育相談の実施（年間3回、全生徒対象に実施）
- ・いじめアンケートの実施（毎月1回、全生徒対象に実施）※5年間保存する。
- ・三者面談、保護者会等による保護者からの情報提供
- ・ミニ集会による地域の方からの情報提供
- ・校内における全ての教育活動における生徒の人間関係を観察

授 業：主として、授業担当者による観察
休み時間：主として、授業担当者、副担任、学年主任による観察
昼 休 み：主として、副担任、学年主任による観察
部 活 動：主として、部活動顧問による観察
上記以外：主として、担任による観察

※校外での活動について、実施計画に基づく。

- ・保護者に対し、学年・学校だより、保護者会等により一般的ないじめがあつた場合の子どもの変化の特徴を示し、併せて、そのような場合には速やかに学校に相談するよう依頼する。
- ・いじめアンケート等により早期認知したいじめの情報については、担任等が当該生徒の保護者に対し、十分に連絡をとり、適時・適切な方法で、情報提供を

する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 担当者別の主な役割

| 担当 | 主な役割 |
|------------------------|---|
| 管理職 | <ul style="list-style-type: none">いじめを早期に発見できる体制を整備する。学校における教育相談が、生徒の悩みを確実に受け止める体制であるか、適切に機能しているか等、定期的に点検する。 |
| 学級担任 教科担任 部活動顧問等 | <ul style="list-style-type: none">日頃から生徒たちの見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の些細な変化やサインを見逃さないよう、常にアンテナを高く保つ。休み時間や放課後等の生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。個人面談等の機会を活用し、効果的な教育相談を行う。 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none">保健室を利用する生徒との会話や観察を通して、一人一人の心の声に耳を傾け、普段と違う何かを感じた時は、積極的に教育相談を試みる。 |
| 生徒指導主事 | <ul style="list-style-type: none">いじめアンケート、教育相談等の実施に計画的に取り組む。スクールカウンセラー等による相談活動の利用、電話相談窓口等、悩みを相談できる機関について、生徒及び保護者に紹介する。休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の学区内巡回等、生徒が生活する場の異常の有無を確認する体制をつくる。 |
| 学年生徒指導 | <ul style="list-style-type: none">いじめアンケート、教育相談等を基に、学年におけるいじめの実態について把握する。 |
| スクールカウンセラー | <ul style="list-style-type: none">生徒及び保護者の相談、いじめの実態について把握する。また、相談者へ今後の対応を助言する。 |

6 いじめの相談・通報について

(1) いじめの相談・通報の考え方

生徒及びその保護者が、教職員にいじめに関する相談をいつでも行うことができるよう相談体制を整備する。

なお、相談体制を整備するに当たっては、家庭や地域社会とも連携し、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利や、その他の利益が擁護されるよう十分配慮するものとする。また、生徒がいじめを受けた場合やいじめを知った場合、教職員等に相談・通報することは正しい行為であり、いじめを学校から無くすうえで、特に重要な行為であることについて、全ての教職員が様々な教育活動の中で繰り返し指導する。

(2) 具体的な取組

① 学校における、いじめの相談や通報窓口として、教頭、養護教諭、女性教諭1名を指名し、「いじめ・体罰・セクハラ相談窓口」として設置する。

② このことについて、生徒に対しては全校集会、ポスター等を通して、また保護者に対しては学校・学年だより、HP、保護者会等を通して伝える。

なお、当該職員はあくまでも窓口であり、相談については他の教職員や保護者、身近な大人も含め、相談しやすい人に速やかに行うことを機会ある毎に伝える。

③ 各学年のフロアに相談箱を設置し、いつでも気軽に相談できるよう配慮する。

なお、相談箱は毎日生徒指導主事が点検し内容確認後、関係者に報告する。

④ 学校以外のいじめ相談窓口として、年度の始めや長期休業前のしおり等に次の機関を生徒及び保護者に紹介する。また、校内には紹介用のポスター等を掲示する。

【学校以外のいじめ相談窓口】

ア 文部科学省による「24時間子供SOSダイヤル」

電話番号：0570-0-78310（なやみ言おう）

※ 原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。

イ 子どもと親のサポートセンターによる「いじめ電話相談」

電話番号：0120-415-446（県内のみ）

※ 24時間体制で緊急対応可。

※ メール相談・FAX相談可（24時間受付）

電子メールアドレス：saposoudan@chiba-c.ed.jp

ファックス番号：043-207-6043

ウ 千葉地方法務局人権擁護課による「子どもの人権110番」

電話番号：0120-007-110（無料）

※ 受付：10:00～16:00、定休日：土日祝

エ チャイルドライン千葉による「チャイルドライン」

電話番号：0120-99-7777（無料）

※ 受付：16:00～21:00、定休日：日

オ 法務省による「子どもの人権SOSミニレター」

・年に一度配付 等

7 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめを認知した場合の対応の考え方

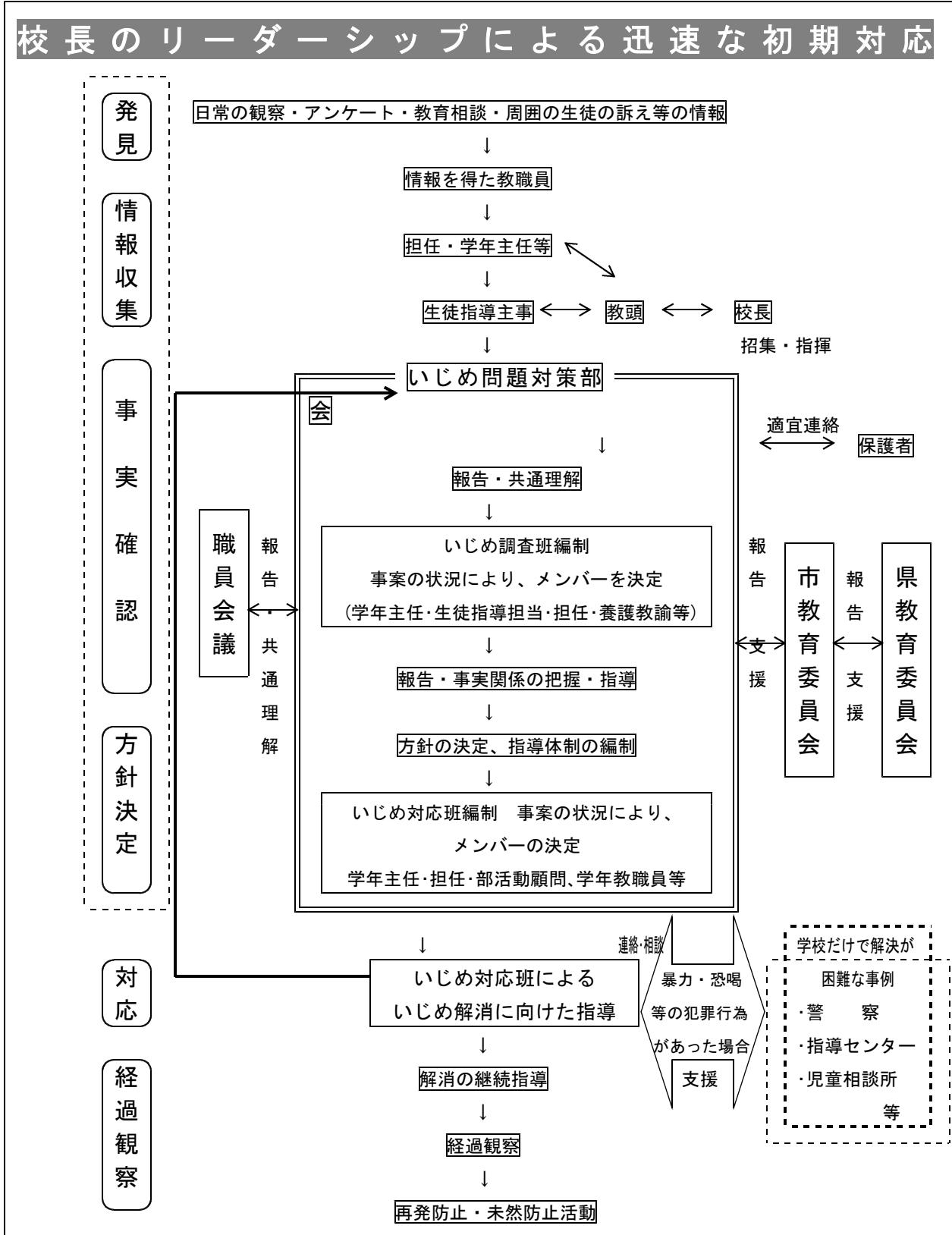
いじめを認知した場合は、一早くいじめを受けた生徒や、いじめを通報した生徒の安全を確保し、いじめた生徒に対して速やかに事情を確認し、適切に指導するなど、一部の教職員で対応せず組織的に行うこととする。また、教職員が正確に共通理解し家庭や教育委員会への報告・相談、事案に応じ警察等の関係機関とも連携する。

このため、普段から、いじめを認知した場合の対処の在り方について理解を深め、学校において組織的に対応できるよう、その体制整備を不断に行う。

(2) 担当者別の主な役割

| 担当 | 主な役割 |
|------------------------|--|
| 管理職 | <ul style="list-style-type: none">・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、校長のリーダーシップの下、いじめ問題対策部会を招集し適切な対応について検討する。・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、教育委員会への報告・相談はもちろん、事案に応じて警察等の関係機関とも連携し適切な対応に努める。 |
| 学級担任 部活動顧問 養護教諭等 | <ul style="list-style-type: none">・いじめと疑われる行為を発見した場合は直ちにその行為を制止する。(暴力を伴う場合は、複数の教員で対応する。)・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、後送りせず速やかに、真摯に傾聴する。・いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、一早く関係する生徒から聞き取りを行い、正確にその実態を把握する。その際に、聞き取り方法(言動、場所、時間等)には十分留意する。・いじめた生徒が複数の場合は、同時刻に個別に聞き取りをする。 |
| 生徒指導主事 | <ul style="list-style-type: none">・校長の指示の下、いじめ問題対策部会の長を努め、同部会を十分に機能させ、いじめ対応を推進する。 |
| いじめ問題 対策部会 | <ul style="list-style-type: none">・校長の指示の下、いじめ調査班・いじめ対応班を編制し、事実関係の把握、指導方針の決定、いじめ解消に向けた指導等を行う。 〈いじめ調査班〉<ul style="list-style-type: none">・事案により、学年主任、生徒指導担当、学級担任等で編制する。・学級担任等の報告を基に事実関係を把握する。〈いじめ対応班〉<ul style="list-style-type: none">・事案により、学年主任、学級担任、部活動顧問等で編制する。・方針に基づき、いじめ解消に向けた指導を行う。 |

(3) 具体的ないじめ対応の流れ



(4) いじめ対応の留意点

- ① いじめ対応は、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ② いじめの解消に向けて取り組むに当たっては、迅速な対応が必要であることから、いじめの情報が入ってから方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のう

ちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

③ 被害生徒については、その心情を十分に理解し対応する。

ア 被害生徒を学校として徹底して守り抜くことを、本人及び保護者に伝える。

イ 今後の学校生活における不安等について、本人及び保護者と十分に話し合い、本人及び保護者のニーズに沿った対応策を示す。特に、次の点については確実に配慮する。

- ・いじめられた生徒以外への指導の継続
- ・定期的な相談活動の実施
- ・いじめられた生徒の保護者への継続的な情報交換
- ・全職員による行動観察の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携

④ 加害生徒や周辺の生徒への聞き取り調査をする場合、加害生徒及び周辺の生徒への人権に十分に配慮しながら、次のとおり行う。

ア 加害生徒から聞き取り調査をする場合には、必ず複数の教員で聞き取る。

イ 聞き取り調査では、少なくとも教員1名は聞き取り内容の記録を行う。

ウ 加害生徒が複数人いる場合、その一人一人から聞き取り調査をする。その際、概ね同時刻に聞き取り調査を行う。また、急を要しない限り、原則として、放課後に聞き取り調査を行う。

エ 聞き取り内容が部屋の外に漏れることのないよう、また、他者から聞き取り調査を受けていることを知られないよう、さらに、加害生徒が聞き取り職員から圧力を感じることのないよう、人目に付かない静かな部屋等、聞き取り調査を行う場所に十分に配慮する。

オ 聞き取り調査が長時間に渡る場合（1時間を目安とする）、10分程度の休憩をとる。なお、トイレ等の申し出には、確実に対応する。

カ 聞き取り調査した内容は、紙媒体にまとめ（聞き取り時に記入したものでも、聞き取り後にコンピュータでまとめたものでも可）、教頭が金庫で5年間保存することとする。

キ 聞き取りをする職員は、暴言を吐いたり、威圧をかける等、不適切な聴取方法は行わない。

ケ 周辺の生徒についても、同様の対応をする。

コ いじめの調査結果については、被害生徒及びその保護者へ情報を提供する。また、加害生徒及びその保護者へいじめの事実を通知することとする。

サ 被害生徒、加害生徒、周辺の生徒との聞き取りが終了し、全容があきらかになるまで、それぞれ接触しないよう配慮する。

⑤ 生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

ア 速やかに警察等、関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。

イ 事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。

ウ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口は教頭のみとし、誠実な対応に努める。

8 指導について

いじめた生徒への指導に当たっては、「いじめ対応班」を中心に進める。いじめ対応班とは、いじめ問題対策部会及びいじめ事案に応じて構成員を加えて組織する。実際の指導では、一方的、一面的な解釈で対処せず、生徒のプライバシーを守り、保護者と連携を図りながら教育的配慮の下、ケアや指導を行う。また、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応に努めるが、常に組織（設置された「いじめ対応班」）として対応することを踏まえ指導に当たることとする。なお、指導の記録を「指導記録カード」【別紙5】にまとめ、金庫に5年間保存する。

（1）担当者別の主な役割

| 担 当 | 主 な 役 割 |
|------------------------|--|
| 管理職 | <ul style="list-style-type: none">・指導体制、指導方針を指示し、いじめ解消に向け、いじめ対策部会、いじめ対応班を機能させる。・再発防止に向け、学校基本方針の改善を図る。・必要に応じ、関係機関との連携を図る。<ul style="list-style-type: none">○ 銚子警察署 … 23-0110○ 児童相談所 … 23-0076○ 学校教育課 … 24-8197○ 指導センター … 21-0345 |
| 学年主任 学級担任 部活動顧問等 | <ul style="list-style-type: none">・指導上の留意点を基に、いじめ解消に向けた実質的な指導の中心となり、いじめ解消を進める。指導の際には、いじめられた生徒、いじめた生徒のプライバシーにも十分配慮する。・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意（見守り等）を払っていく。 |
| 生徒指導主事 | <ul style="list-style-type: none">・校長の指示の下、いじめ対応班の長として組織を機能させる。 |
| 学年生徒指導 | <ul style="list-style-type: none">・生徒指導主事、学年主任等の補佐をする。 |
| いじめ対応班 | <ul style="list-style-type: none">・校長の指示の下、いじめ解消に向けた指導を行う。・事案により、学年主任、学級担任、部活動顧問等で編制する。・方針に基づき、いじめ解消に向けた指導を行う。 |
| スクールカウンセラー | <ul style="list-style-type: none">・状況に応じて、いじめられた生徒及びその保護者等とカウンセリングを実施する。 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none">・いじめを受けた生徒及びその保護者等のニーズから、必要に応じて相談活動を実施する。・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意（見守り等）を払い、必要に応じて相談活動や適切な支援を行う。 |

(2) いじめた生徒及び保護者への対応

- ① 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ⑥ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑦ いじめた生徒には、いじめられた生徒や通報者がいじめた生徒から、復讐、更なるいじめのあること等を心配していることを十分に理解させる。
- ⑧ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

- ① 事実関係の聴取の際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあつてはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ③ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。そして、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤ 状況に応じて、スクールカウンセラー等心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。事実確認のための聞き取りやアンケート等により新たに判明した情報は、適切に提供する。

(4) いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に指導する。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめを受けた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み（画像、動画含む）等については、いじめが解消してもネット上に残るため、更なる被害の可能性がある。被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるよう指導する。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じるよう指導する。
- ③ こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ⑥ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンのメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、情報モラル教室を開催する等保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

9 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基準

学校基本方針における重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条1項及びいじめ防止基本方針に示されている次のとおりとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(以上、いじめ防止対策推進法第28条1項)

※ 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(以上、いじめの防止等のための基本的な方針)

(2) 重大事態が発生した場合の対応

重大事態が発生した場合の対応は、次の重大事態対応フロー図のとおりとする。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 生徒指導・いじめ問題対策部会において、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

○ 学校の設置者に重大事態の発生を報告

重大事態が発生した場合、次のとおり速やかに報告する。なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときにも報告する。

【学校の設置者への報告順序】

校内：発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

設置者へ：校長→市教育委員会

※ これは報告順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する。

※ 連絡先電話番号は、別添を参照することとする。

※ 市教育委員会への一報後、改めて、文書【別紙2】により報告する。

○ 必要に応じて警察等関係機関に報告し、連携を図る。

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

重大事態の調査に当たり、「いじめ調査班」を置く。いじめ調査班は、いじめ問題対策部会構成員及び当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え構成する。なお、いじめ調査班構成員が当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する場合は、構成員から外れるものとする。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

○ いじめ調査班は、校長の指示によりいじめ行為の事実関係を次の視点で、可能な限り網羅的に明確にする。

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃から） 　・誰から行われ 　・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

この際、因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。その際、たとえ学校にとって不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、また、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。その際、本書「7 いじめを認知した場合の対応について（4）いじめ対応の留意点」に基づき調査を進める。

○ いじめられた生徒からの聞き取りについて

【いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合】

- ・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- ・事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取りし、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・ 調査を行うに当たっては、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。
- 【いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合】
- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
 - ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて聞き取り調査、アンケート等新たな調査を実施する。
 - ・ 生徒の自殺という事態が起こった場合、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。なお、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「いじめ防止基本方針」及び「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で行う。また、その経過報告を行う。
- これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことしない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

● 調査結果を学校の設置者に報告

- 調査結果については、市教育委員会をとおし、学校の設置者に報告する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- 学校の設置者が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認め、再調査を行う場合には協力する。

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力

10 公表、点検、評価等について

(1) 公表について

策定した銚子中いじめ防止基本方針については、学校のホームページで公開する。

(2) 点検について

- ① 策定した銚子中いじめ防止基本方針の点検について、生徒、保護者及び教職員で行うものとする。
- ② 生徒は、「学校評価（生徒対象自己評価アンケート）」（12月実施）をもって、点検を行う。
- ③ 保護者は、「学校評価（保護者対象自己評価アンケート）」（12月実施）をもって、点検を行う。
- ④ 教職員は、「学校評価（教職員対象自己評価アンケート）」（12月実施）をもって、点検を行う。

(3) 評価等について

- ①点検について、生徒指導・いじめ問題対策部会においてその結果を取りまとめる。
- ②12月に実施した点検結果については、学校評価書に取りまとめる。この結果については、2月に行われる第4回学校運営評議委員会において公開し、学校運営評議委員が評価する。また、同時期に教職員に配付し、評価する。
- ③これらの評価の結果を基に、3月に生徒指導・いじめ問題対策部会を開催し、学校基本方針が、本校の実態に即してきちんと機能しているか点検し、必要に応じて本基本方針を見直すこととする。

11 いじめ解消の定義について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。いじめを認知した場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策班においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめアンケート

年 組 番 氏名 _____

一人一人の意識を高め「いじめ」を許さない銚子中をみんなでつくりましょう

みんなの力でいじめを許さない集団作りを進めるため、前回アンケート以降の出来事について、あてはまるものを選んで○をつけてください。また、すぐに助けが必要だと思われるものには◎をつけてください。

なお、このアンケートの内容は、あなたの了解を得られなければ、決して他人に知られることはできません。
安心して書いてください。

問1 あなたは、学校生活の中で、他の人からいやだと思うことをされていますか。

ア されている

イ されていない

*アと回答した人はその内容を記述してください

問2 あなたは、学校生活の中で、他の人にいやな思いをさせてしまったことはありますか。

ア ある

イ ない

*アと回答した人はその内容を記述してください

問3 あなたは、学校生活の中で、他の人がいやなことをされたり、したりしているのを見聞きしたことがありますか。

ア ある

イ ない

*アと回答した人はその内容を記述してください

問4 情報通信機器（スマートフォン等）やインターネットの使用に関連して、いじめにかかわる内容について悩んでいることがありますか。（LINE、Twitter等のSNSを含む）

ア ある

イ ない

*アと回答した人はその内容を記述してください

問5 家庭のことで何か悩みはありますか。

ア ある

イ ない

*アと回答した人はその内容を記述してください

問6 現在、早急に先生に相談したいことはありますか。

ア ある (_____ 先生に相談したい) イ ない

問7 問1～問6について、すべて「イ ない」に○をつけた人は、前回のアンケートから、今日までの学校や家での生活の様子、次回アンケートまでの目標を書きましょう。

【別紙2】

重 大 事 態 報 告 書

年 月 日

銚子市教育委員会様

銚子市立銚子中学校長

のことについて、下記のとおり報告します。

記

I 重大事態の概要

1 重大事態の種別

※種別は、「生命への重大な被害」「心身への重大な被害」「財産への重大な被害」
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」である。

2 発生日時

3 発生場所

4 当事者

5 重大事態の程度

※程度は、「自殺（の企図）」「身体への重大な傷害」「金品等の重大な被害」
「精神性疾患の発症」「年間30日程度の欠席を余儀なくされている疑い」
「一定期間、連續しての欠席を余儀なくされている疑い」
「生徒（保護者）から重大事態の申立て」である。

II 重大事態の状況

1 重大事態の状況と現場見取図

2 重大事態の原因

III 重大事態発生後の処置

※校長所見を含む

いじめの未然防止に向けたチェックリスト

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害生徒・被害生徒になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中にいると心が乱れています。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。個々では、学級担任・教科担任として、日々の学級経営・教科指導を見直す際のチェックポイントを示すので、見直す機会としてください。

【教師の言動】

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争心をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 1日に1回は会話をするなど、どの生徒とも関わり合いを持っている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に示されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

*上記のチェックリストは参考例です。学年や学級、生徒たちの実態に応じて、工夫して活用するようにしてください。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

ーいじめが起こりやすい・起こっている集団ー

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

ーいじめられている生徒ー

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛等体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いをしたりする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている

●授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- 常に雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- その他**
- トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 怪我の状況と本人がいう理由が一致しない
- 服に靴の跡がついている
- 制服が破れたりボタンがとれたりしている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 一人で離れて掃除をしている
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

ーいじめている生徒ー

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストは参考例です。学年や学級、生徒たちの実態に応じて工夫して活用する
ようにしてください。

【別紙5】

いじめ指導記録カード

| 被害生徒 | 年　組　番 | 氏 名 | (男・女) |
|---------------|--|--|-------|
| 関係する生徒氏名(年・組) | (加害生徒等、関係すると思われる生徒名) | | |
| 担当及び支援チーム | (編制された支援チームの関係職員名) | | |
| 内　容 | (いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害生徒の状況、保護者の状況等) | | |
| 報告の状況 | (第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。) | | |
| 対応状況 | | | |
| 月　日 | 被害生徒への対応内容 | 加害生徒への対応内容 | |
| | (被害生徒の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付) | (加害生徒の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付) | |
| | | | |



